

フレックスタイム制度の対象者拡充に係る一部試行について

1 趣旨

- 人事委員会勧告において、仕事と生活の両立支援を推進するため、フレックスタイム制度の拡充について報告されたところ。
- 本県におけるフレックスタイム制度については、貴組合の意見を踏まえ、子育て・介護等職員に限定して導入したところであるが、制度導入後の利用実態や職員アンケートの回答状況、国や他県を含む働き方改革の浸透状況等を踏まえ、職員のワークライフバランスの更なる実現に向けて、一定のニーズがあると認められる場合に限定して、対象者を加える試行を実施するもの。

2 現状（利用状況等の検証）

(1) これまでの利用状況（実人員）

- 令和3年度 10人（令和4年1月～）
- 令和4年度 23人

(2) 公務運営の支障等について

- フレックスタイムを利用する職員の所属等に対してヒアリングを行った結果、公務運営への支障はないことを確認している。
- また、フレックスタイムを利用する職員の所属は、R2（制度導入前）に比較し、R4（制度導入後）の超過勤務が減少している。

(3) 職員アンケートの状況（行政経営推進課：働きやすい職場環境に係るアンケート調査）

知事部局等を対象とした職員アンケート結果では、制度導入前（R2.9）より導入後（R4.6）の方が利用を希望する回答の割合が高くなっている。

導入前（R2.9）		導入後（R4.6）	
		利用している	3.0%
利用したい	65.2%	利用していないが機会があれば利用したい	76.8%
利用したくない	9.9%	利用したくない	20.2%
どちらとも言えない	24.9%		

3 一部試行の主な内容

（現在の対象者）

- 育児・介護を行う職員
- 障がいのある職員
- 通勤治療が必要な職員

（試行内容）下記に該当する職員を対象者に加えること。

- 単身赴任者
- 家族の世話をを行う必要がある職員
- 自己啓発等（大学院通学等）

4 試行に関するスケジュール

令和6年1月1日～

※ 利用状況や公務運営への影響について分析を行い、今後の見直しについて検討を行う。